

愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例
をここに公布する。

令和5年2月28日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田稔彦

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条
例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2及び第28条の5の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢制に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第2条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）第10条第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第3条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第4条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第6条にお

いて「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員以外の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第5条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員以外の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は

前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第6条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第7条 任命権者は、第5条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（委任）

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（平成19年広域連合条例第12号）

(2) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例（平成19年広域連合条例第13号）

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

3 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び」を削る。

第4条第2項本文中「再任用短時間勤務職員及び」を削り、同項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を削る。

第7条の2第1項中「第17条第5項」を「第17条第4項」に改める。

第12条第1項第1号中「、再任用短時間勤務職員」を削る。

第17条中「再任用短時間勤務職員及び」を削る。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第5条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号を次のように改める。

- (2) 愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例第5条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）」を削る。

第18条第1項中「（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第19条中「第15条」を「第13条」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

5 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び」を削る。

第5条中「第4条」を「前条」に改める。